

## ○ 原動機を用いる身体障害者用の車椅子に係る警察署長の確認について

平成31年3月22日交企乙達第28号

石川県警察本部長から関係所属長宛て

対号 平成26年1月15日付け交企乙達第4号「原動機を用いる身体障害者用の車いすに係る警察署長の確認について（通達）」

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の4第2項の規定により警察署長が行う確認（以下「確認」という。）については、対号により運用されているところであるが、確認に係る事務に関しては、今後、下記のとおり運用するので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、対号にあっては廃止する。

記

### 1 確認の手続

#### (1) 市町長から通知があった場合の確認

市町長から、利用者の住所地を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）に対し、別記様式第1の通知書により、車体の大きさの基準に適合しない車椅子の購入に要した費用を身体障害者（児）に対して補装具費として支給することを決定した旨の通知があったときは、同通知書及び同通知書の添付書面により、速やかに確認を行い、当該市町長に対し、別記様式第2の確認証（以下「確認証」という。）を送付するものとする。（市町は、支給に係る原動機を用いる車椅子が道路交通法施行規則第1条の4第1項第1号に規定された基準に適合しない大きさであることを確認した後に所轄警察署長に通知し、所轄警察署長から送付された確認証を利用者に交付することとなる。）

#### (2) その他の場合の確認

##### ア 申請の手続等

確認は、車体の大きさの基準に適合しない車椅子の利用者又は利用者から依頼を受けた者から、所轄警察署長に対し、別記様式第3の確認申請書の提出があった場合に行うものとする。

#### イ 審査の方法

申請に係る利用者が申請に係る大きさの車椅子を用いることがやむを得ないことについて、原則として、利用者及び申請に係る車椅子についての実地調査結果を踏まえて、確認の要否を判断するものとする。

ただし、確認申請書に次の書類が添付されている場合には、利用者及び申請に係る車椅子の実地調査に代えて、これらの書類の書面審査により確認の要否を判断してもよい。

- (ア) 身体の状態により利用者が当該車椅子を用いることがやむを得ない旨を疎明する書類

(例) 身体の状態により利用者が当該車椅子を用いることがやむを得ない旨を証明する医師その他の身体の状態を判断することができる者の作成する書面

- (イ) 当該車椅子を製作又は販売する者の作成に係る当該車椅子の大きさ（長さ、幅及び高さ）を証する書面

#### ウ 確認証の交付

所轄警察署長は、確認を行ったときは、申請者に対し、確認証を交付するものとする。

### 2 確認証の携帯

利用者が確認に係る車椅子を道路において利用する場合には、確認証を携帯させるものとする。

### 3 確認証の返納

利用者が確認に係る車椅子を利用しなくなったとき又は利用する必要がなくなったときは、速やかに確認証を当該警察署長に返納させるものとする。

### 4 確認台帳の備え付けと保存期間について

#### (1) 確認台帳の備え付け

警察署に、別記様式第4「原動機を用いる身体障害者用車椅子確認台帳」を備え付けるものとする。

#### (2) 保存期間

ア 別記様式第1 1年

イ 別記様式第3 1年

ウ 別記様式第4 常用

## 5 運用上の留意事項

- (1) 原動機を用いる車椅子で車体の大きさが道路交通法施行規則第1条の4第1項第1号に規定された基準に適合しないものは、その利用者がその大きさの車椅子を用いることがやむを得ないことについて警察署長の確認を受けない限り、道路交通法上の身体障害者用の車椅子には該当しないこととなるから、このような原動機を用いる車椅子を通行させている者を発見した場合には、速やかに警察署長の確認を受けるよう指導すること。
- (2) 市町長に対する確認証の送付、申請者に対する確認証の交付及び利用者から確認証が返納された際の受理に係る業務については、警察署長の決裁事務の合理化を図るため、副署長または交通官の専決が可能であるので、その旨留意すること。

別記様式第1

通 知 書

年 月 日

警察署長 殿

通知者

印

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の4第1項第1号に定める車体の大きさの基準に該当しない電動車椅子の購入に要した費用を下記のとおり支給するので通知する。

記

1 受給者

住 所

氏 名

2 支給に係る電動車椅子の概要

(1) 車椅子の名称

(2) 型式

(3) 製品番号

(4) 車椅子の大きさ

長さ センチメートル

幅 センチメートル

高さ センチメートル

備考 1 当該支給に係る決定通知書及び判定書の写しを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第2

7. 5

第 号

交付 年 月 日

確 認 証

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の4第2項の規定に基づき、次の利用者が次の車椅子を利用することがやむを得ないことを確認する。

警察署長

印

記

一  
一  
・  
〇

1 利用者

住 所

氏 名

2 車椅子の概要

(1) 車椅子の名称

(2) 型式

(3) 製品番号

(4) 車椅子の大きさ

長さ センチメートル

幅 センチメートル

高さ センチメートル

注意事項

1 確認を受けた車椅子を道路で利用する場合には、必ずこの確認証を携帯して下さい。

2 確認証を受けた車椅子の利用を止めた場合は、速やかに確認証を返納して下さい。

備考 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第3

確認申請書

年 月 日

警察署長 殿

申請者 住所  
氏名

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の4第2項の規定に基づき、同項の確認を申請します。

確認を受けようと する原動機を用い る車椅子の利用者	住所
	氏名
利用者以外の者が 申請する場合	(利用者との続柄)
理 由	
確認を受けようと する原動機を用い る車椅子	車椅子の名称
	型式
	製品番号
	大きさ 長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル

- 備考 1 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

原動機を用いる身体障害者用椅子認証台帳